

Weekly Report

第 738 号

令和6年3月11日

建設業・ドライバー・医師の時間外労働規制

建設業や自動車運転の業務、医業に従事する医師などに対する「時間外労働の上限規制」の適用猶予が終了し、本年4月から上限規制が適用されます。

◆原則的な労働時間の上限規制は

労働基準法によって「法定労働時間」は原則1日8時間・1週40時間とされており、労働者が法定労働時間を超えて働く「時間外労働」を行う場合は、あらかじめ労使協定（36協定）が必要です。

働き方改革により、平成31年4月（中小企業は令和2年4月）から時間外労働時間の上限が法律に規定され、時間外労働（休日労働は含まない）は原則として月45時間・年360時間以内とされました。

また、臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合（特別条項）でも、①年720時間以内、②単月100時間未満（休日労働含む）、③複数月平均80時間以内（休日労働含む）、④月45時間を超えるのは年6ヵ月が限度、といった規制があります。

◆建設・ドライバー・医師に適用する上限規制

5年間の猶予期間が終了する建設事業、自動車運転の業務、医師は本年4月から次のようになります。

◎建設事業……原則どおり時間外労働の上限が適用されます。ただし、災害時の復旧及び復興の事業については上記②、③は適用されません。

◎自動車運転の業務……特別条項付き36協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間となり、上記②、③、④は適用されません。

◎医師……病院等の勤務医について、特別条項付き36協定を締結する場合の時間外・休日労働の上限は原則年960時間、最大で年1860時間となり、上記③、④は適用されません（②の適用は例外あり）。

振込手数料等のインボイス保存の取扱い

金融機関の振込手数料や入出金手数料について仕入税額控除の適用を受けるには原則、簡易インボイス及び帳簿の保存が必要です（ATMを利用した場合の自販機特例や小規模事業者の少額特例が適用される取引は帳簿のみの保存で適用可）。

振込み等が多頻度にわたるなどで全ての振込手数料等に係る簡易インボイスの保存が困難な場合については、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等（個々の入出金・振込サービスに係る取引年月日や対価の額が判明するものに限る）と、その金融機関における任意の一取引に係る簡易インボイスを併せて保存することで、仕入税額控除を認める取扱いが示されました。

今後のコロナ資金繰り支援の取組み

コロナ禍からの正常化が進む中、本年4月には民間ゼロゼロ融資の返済開始が最後のピークを迎えることから、経産省・財務省・金融庁は「再生支援の総合的対策」を策定しました。

コロナ資金繰り支援（セーフティネット保証4号や借換保証、日本公庫等による特別貸付や資本性劣後ローン）は本年6月末まで延長し、7月以降は特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなどコロナ前の水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援に取り組むとしています。